

者を、 ました。 交換が行われました。 されている資料の補足説明と意見 4名と自治会の役員に限定し、 実施に向けた、 4月1日からの「ごみ有料化」の がけて茅ヶ崎市により、 沢自治会長の挨拶の後、 月2日、 香川自治会に対し他地区に先 市の出席者・資源循環課の は、 、香川自治会館におい |密の回避のため参加 説明会が開催され 令和4年 既に配布 熊

第295号

が

か

報

0

わ

指定収 集袋の注意事項

ごみ有料化説明会 茅ヶ崎市 香川自治会 周 催



行 香川自治会広報部会 香川の人口 男性 女性 世帯数(6/1)

)人口 11,847人 男性 5,844人 女性 6,003人 (6/1) 4,996戸 2021.10.1現在

でとめる

用してまとめて結んでください。 傘などの長尺物は、 指定袋を使

耳またはベロが ヾロ 耳 結べる事

袋に収まら ない時は 表面に貼る



指定収集袋の必要がないごみ

ランティアごみ」 従来の袋に「ボ と直接表記する ●落ち葉、紙おむつなど ボランティア活動時の清掃ごみ 分別をした後、

が10月にかけて急速に治まり、神

る程度のごみを入れてください。

指定袋には耳またはベロが結べ

貼り付けてください。 か、表示の紙を ボラン ティア ごみ の短縮などを要請していました。 店などに限ったうえで、 酒類の提供は、県の認証を受けた れてから10月24日までを「リバウ 奈川県は、緊急事態宣言が解除さ ンド防止措置期間」と位置づけ、

営業時間

サイズも20・40の2種類、3・家庭用とは色と単価が異 事業用の指定収集袋 これまで通り、 無 料で収集され 単価は なり、

●資源物

見が大勢のようです。 理由ははっきりしていないとの意 ワクチン接種の進展や人流の減少 などの効果があったとみられるが

事業センターに搬入してください。

棄物として処理するか、

直接環境 産業廃

これを超える場合は、

回に排出できる量は最大似で

くしました。 こうした急激な感染者減少には

7.円/ℓで10枚セットです。

千葉県などの首都圏は、感染状況 の提供時間や営業時間の制限をな 飲食店に対する要請を解除し、 などの改善を受けて10月25日以降! 東京都をはじめ神奈川、埼玉、 酒

を経て、

今後、

かけて想定され、しばらくは生活 にも感染抑制の注意が必要です。 第6波の襲来が年末から来年に 757-757-757-767-76

います。

ルタ株による第5波の感染拡大 感染力の強力な変異ウイルス・ 新型コロナウイルス関 針が国から示されました。 ●ワクチン3回目・ブースト接種 3回目接種の実施についての方

感染者急激に減少

健康局健康課予防接種室より 対象者/回数 令和3年9月22日 厚生労働

いますが、2回の接種を受けた全 見や諸外国の対応状況を踏まえ、 員が対象になることが想定されて 概ね8か月以上経過した者を対象 2回目接種を終了した者のうち 国の厚生科学審議会の審議 判断されることとなって 科学的

※追加接種の対象者は、

1回の追加接種を行う。

日本国内の日別新規感染者数 人 30000 (実線は7日移動平均値) 25000 20000 第 第四波 15000 波 10000 第 第五波 5000 波 波 0 5月 10月 4月 8月 2021/1月 8月

成人のつどい 開催概要:中学校区ごとの3部入れ替え制

令和4(2022)年1月10日(月曜日成人の日) 式典開催時間及び対象中学校

	受付	式典	出身中学校
第1部	9時15分~	10時00分 ~10時45分	鶴嶺中、西浜中、中島中、 赤羽根中、荻園中
第2部	12時00分~	12時45分 ~13時30分	第1中、梅田中、鶴が台中、 北陽中、アレセイア湘南中
第3部	14時45分~	15時30分 ~16時15分	松林中、松浪中、浜須賀中、 円蔵中、茅ヶ崎養護学校

(注)該当する中学校がない場合は、居住地の中学校通学区域へご 参加ください。通学区域の詳細は、市のHPで確認ください。

開催概要:同時オンライン配信実施				
会	場	茅ヶ崎市民文化会館		
坟	象	平成13(2001)年4月2日から平成14(2002)年4月 1日までに生まれた茅ヶ崎市在住の方又は茅ヶ崎市 出身の方		
内	容	式典および成人のつどい実行委員会による記念事業		
主	催	茅ヶ崎市・茅ヶ崎市教育委員会		
案	内状	12月頃、対象者の方に案内状がおくられます。		
備	考	当日は新成人の方のみ入場可能です。付き添いが必要な場合は別途対応されますので、案内状がお手元に届きましたら、青少年課まで連絡してください。		

2023年から式典の名称が変更に!

2022年4月1日から、成年年齢を20歳から18歳に引き 下げる民法の一部改正が施行されます。

新成人の門出を祝う「成人のつどい」を毎年1月に実施 ている茅ヶ崎市は、2023年以降は20歳を迎える方を 対象に式典を開催します。これに伴い、式典の名称が「成 人のつどい」から「はたちのつどい」に変更されます。